

応援します！
みんなのまちづくり
～拠点まちづくり支援制度～



拠点まちづくり支援補助金

地域住民等が主体となって行う拠点まちづくりを支援するため、活動費の一部を補助します。

(1) 補助対象となる地域

- ①富山市中心市街地活性化基本計画で指定する中心市街地（都心地区）
- ②富山市都市マスタープランで指定する地域生活拠点で位置づけられた施設を中心とする半径 500m 以内の地域
- ③用途地域内の鉄道駅を中心とする半径 500m 以内の地域

※いずれかに該当している地域が対象です。

※補助対象地域に該当するかわからない場合は、担当までお問い合わせください。

(2) 補助対象となる活動

①拠点まちづくり活動

補助対象地域において、地域住民等が、地域の価値を向上させるために行う、地域の資源や特性を活かした自発的かつ自立的な都市基盤の形成等

- (例) まちの現状を知るために……………地域内外の人とのまち歩き^等
必要な知識を取得するために……………専門家を呼んだ勉強会^等
いろいろな意見をきくために……………地域の人との意見交換会^等
まちの賑わいづくりのために……………エリアマネジメント活動^等

※都心地区で行う活動は、エリアマネジメントのみ補助対象です。

*「エリアマネジメント」とは？

地域住民等が主体的に市街地整備、環境向上並びに地域価値を増進する取組のこと。

⇒ (例) 公共施設や公開空地を活用したイルミネーション等

(3) 補助の内容

- ・ 1 団体あたり、1 年度最大 50 万円
- ・ 補助対象経費の合計の 5 分の 4 が上限
- ・ 1 団体あたり通算 3 年間

※1 つの活動区域で 1 団体のみ補助できます。



(4) 補助対象となる団体

「拠点まちづくり推進団体」

地域住民等が中心となって、拠点まちづくりに取り組む又は取り組もうとする団体のこと。

【主な認定要件】

- 活動が拠点まちづくりを目的とするものであること。
- 補助対象地域内に活動区域（*）を有していること。
- 活動区域の地域住民等を含む5名以上で構成されていること。
- 組織の代表者が定められていること。
- 富山市の都市基盤整備に係るアドバイザー制度を今までに1回以上使用していること。又はエリアマネジメントに関する十分な知識があること。
- 公益を害するおそれがないこと。
- 政治的又は宗教的な活動を目的とする活動を行わないこと。
- 構成員に暴力団員又は暴力団関係者がいないこと。



* 「活動区域」とは？

拠点まちづくり推進団体が実際に活動を行う地域で、地域の資源及び特性を共有するひとまとまりの区域をいいます。

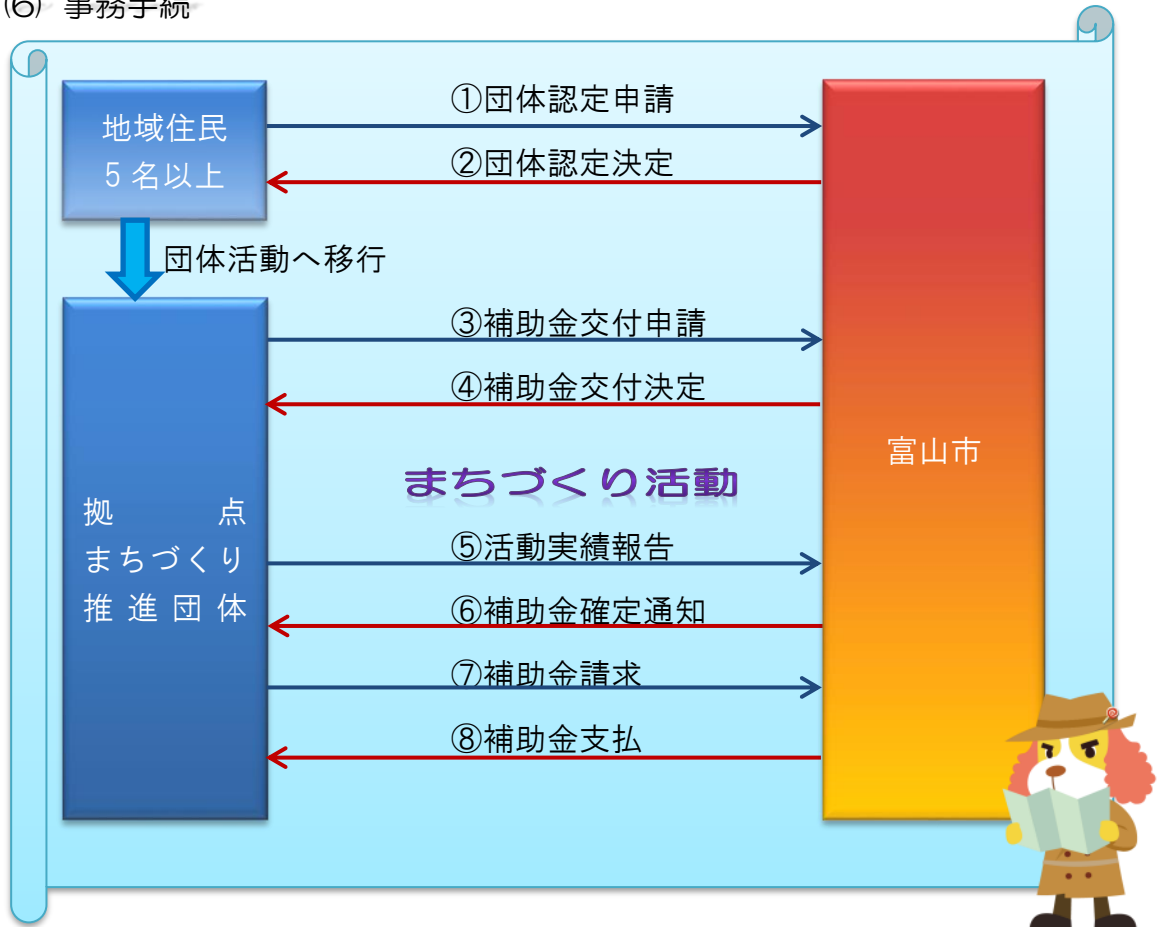
(5) 補助対象となる経費

（費目）

（主な対象経費）

- ① 報償金……………研修会、講演会等における講師謝礼その他報償金
- ② 旅費……………先進地事例視察等に要する旅費
- ③ 消耗品費……………紙、文具、インクなどの消耗品・活動に使用する雑貨類
- ④ 印刷製本費…まちづくりニュース等刊行物及びパンフレットの印刷
地域住民等の意識調査やアンケート調査用紙の印刷
- ⑤ 通信運搬費…お知らせ文等の郵送費
- ⑥ 保険料……………主催行事で特に必要と認められる保険料
- ⑦ 借上料……………研修会、講演会等における会場借上料
- ⑧ 使用料……………研修会、講演会等における機材使用料
- ⑨ 委託料……………拠点まちづくり活動の基本構想及び基本計画並びに事業計画の作成等に要する費用
- ⑩ 備品購入費…活動に使用する机等の備品、新規購入するソフト等

(6) 事務手続



*補助制度のほかに、拠点まちづくりに関する相談に対するアドバイスや制度の紹介等を行う「拠点まちづくりアドバイザー」の派遣も行っています。詳細については、下記担当までお問い合わせください。

❖お問い合わせは…

〒930-8510 富山市新桜町7番38号

富山市役所 活力都市創造部 都市計画課 企画係

TEL 076-443-2179 FAX 076-443-2190

mail toshikeikaku@city.toyama.lg.jp

